

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和5年1月19日(木) 最高裁判所小会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学法学部教授) 委員 山内久光(弁護士) 委員 佐々木伸(元会社員)
対象期間	令和4年4月2日～令和4年9月30日
契約の現状等の説明	令和4年度上半期における契約状況について
個別審議案件 (5件)	契約件名: 冷却水系用スライムコントロール剤等の購入 契約金額: 6,708,020円 契約締結日: 令和4年6月3日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 日本行政区画便覧ほか(追録)の購入 契約金額: 7,219,938円 契約締結日: 令和4年6月6日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 期日進行管理プログラム(簡裁民事事件用)等 用サーバ機等の梱包、運搬及びデータ消去作業 契約金額: 883,300円 契約締結日: 令和4年4月28日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 民事裁判事務支援システムの無停電電源装置 バッテリー購入等 契約金額: 2,475,000円 契約締結日: 令和4年6月1日 契約方式: 随意契約(一般競争入札不落) 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 認証等用特殊用紙等の製造 契約金額: 3,474,240円 契約締結日: 令和4年8月10日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	別紙のとおり

次回抽出委員の指定	山内委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
その他	今回も前回同様、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン会議による開催とした。 次回委員会の開催日は、追って日程調整する旨、確認した。 なお、次回の開催方法については未定である。

(別紙)

意見・質問	回答等
<p><b>個別審議案件</b></p> <p><b>(1) 冷却水系用スライムコントロール剤等の購入</b></p> <p>(問) 令和3年度の落札者と、本件の落札者は同じであったのか。</p> <p>(問) 1者入札が続いている状況を改善するための方策として、仕様の特殊性を排除すべく調達する対象を参考規格品に絞るということを挙げられたが、それだとより参加者が狭まる方向に働かないか。</p> <p>(意見) いずれにせよ、競争の参加者を増やすことが必要であるので、工夫してもらいたい。</p> <p><b>(2) 日本行政区画便覧ほか(追録)の購入</b></p> <p>(問) 一般競争入札によっていた契約を、今後随意契約によるとすると、以前に随意契約から一般競争入札に切り替えたときの懸念が解消されている必要がある。この点について、どのように考えているか。</p> <p>(意見) 定価がなく、版元が出す価格がほぼ唯一のものであることからすると、一般競争入札にはなじみにくいと思われるが、引き続き検討されたい。</p> <p>(問) 他に業者はあるのか。</p> <p>(意見) 結果として随意契約によるとして再整理することもやむをえないのでは</p>	<p>(答) 同じである。</p> <p>(答) 御指摘の点も考えられるので、まずは、より広い範囲で業者への声掛けを行う。また、スケールメリットについても考慮しつつ、品目を分けた調達とする等、より多くの業者が参加できるような方策を引き続き検討していく。</p> <p>(答) 令和3年度、令和4年度いずれも同じ業者1者のみが入札に参加したという状況を踏まえると、当初の懸念は解消されていると考えているが、再整理するに当たっては、御指摘の点も踏まえて検討する。</p> <p>(答) 現時点では、同じような物品を販売している業者は見つかっていない。</p>

ないか。

**(3) 期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）等用サーバ機等の梱包、運搬及びデータ消去作業**

（問）参考見積書記載の工数で、業務が達成できるかどうかについては、専門家に確認しているのか。

（問）今後は、業者の想定工数だけでなく、単価の適正性についても専門家の意見を聴いておく方がよいのではないか。

（意見）想定工数が他社に比べて相当少ないので、適正に業務が行われているか引き続き注視して、フォローアップしていくことが必要であろう。

**(4) 民事裁判事務支援システムの無停電電源装置バッテリー購入等**

（意見）本件は、入札に参加する予定であった業者が入札期日を失念したという偶発的な事情により不落となったと思われる。その他不適切である事情は見受けられない。

（問）再度公告をして、手続をやり直すということは検討しなかったのか。

**(5) 認証等用特殊用紙等の製造**

（問）認証等用特殊用紙は、判決原本に使用しているものか。

（意見）参加が期待できると考えていた業

（答）確認をしている。

（答）今後、類似の案件で単価の適正性に疑義が生じるものは、御意見を踏まえ、対応を検討したい。

（答）適正に業務が行われているか、引き続き注視することとしたい。

（答）本件では、納期がより短くなり、対応できる業者が更に減ることを懸念して、再度公告は行わないこととし、参加業者1者と随意契約の交渉をすることとした。

（答）原本ではなく、正本に使用するものである。

者が指名停止措置等により参加できないということもあり得るため、できるだけ参加し得る者を広げておくことが大事であろう。

(問) 理論上は二者が入札に参加すれば競争原理が働くといえるが、理想としては何者程度が参加するとよいと考えているか。

(問) 特殊な加工が施された用紙ではあるが、印鑑証明書等、他の役所でも類似の加工が施された用紙を調達、使用していると思われることから、入札に参加できる業者は他にもありそうに思うが、いかがか。

(答) 理想としては、三者以上の参加があると、高い競争性を得られるという印象を持っている。

(答) 調達要望部署も含め、印刷業者を中心に幅広く参加を呼び掛けたが、印刷業務には対応できても、本件のような用紙の製造業務には対応できないとして断られることが多かった。

印刷業務の調達の場合は、こちらから声をかけなくても、入札公告をみて、積極的に参加する業者が多いが、本件に関しては、声をかけてもなかなか参加につながらない状況にある。

参加実績のある業者を中心に参加を呼び掛けるなどし、複数参加者での入札となるよう、今後も努めていきたい。